

○農林水産省告示第 号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十三号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

一 鑑定は、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）以下「規程」という。）において定める農産物の種類ごとの品位について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。ただし、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行う鑑定のみによつては、適正な品位等検査に係る品位の検査を行うことができないと認められる場合には、標準計測方法（平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号）により測定した結果を用いて鑑定を行うものとする。

二 国内産玄米（水稲うるち玄米に限る。）の死米（規程第一の二の定義において定める死米をいう。以下同じ。）及び着色粒（規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。以下同じ。）の混入割合の鑑定は、前号の規定にかかわらず、標準計測方法により穀粒判別器で測定した混入割合が政策統括官が別に定める値をただし、死米について当該混入割合が0.1%、0.5%又は超えた場合及び着色粒について当該混入割合が0.1%、0.5%又は0.1%であった場合には、それぞれ視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて鑑定を行うものとする。

三 視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行う鑑定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。

一 鑑定は、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）において定める農産物の種類ごとの品位について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。ただし、鑑定のみによつては、適正な品位等検査に係る品位の検査を行うことができないと認められる場合には、標準計測方法（平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号）を用いて行うものとする。

（新設）

二 鑑定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。